

(写)

人権擁護第1110号

令和4年5月23日

庁内各部(局)・局(室)課長 様
各出先機関の長 様
各人権局兼務・併任職員 様

府民文化部人権局人権擁護課長

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」
に基づく施策の推進と府民への周知について(依頼)

日頃から、人権施策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が、本年4月1日に施行されました。

インターネット上には、様々な分野の人権侵害情報が存在しており、本条例では、府の責務として「府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。」と規定しています。

各部局におかれましては、本条例の趣旨を御理解いただき、より一層インターネット上の人権侵害を解消するための施策を推進し、インターネット上の人権侵害のない社会づくりに向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

つきましては、このたび本条例のポイントをまとめた啓発リーフレットを作成しましたので、本リーフレットを活用し、機会を捉えて広く府民へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、下記URLからダウンロードして御利用いただくことができます。

記

○「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」のページ

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/jourei.html>

○啓発リーフレットのダウンロード

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14854/00423875/leaf.pdf>

【問い合わせ先】

府民文化部人権局 人権擁護課
人権・同和企画グループ(担当:榊、橋本)
電話番号 06-6210-9282 内線 2390
FAX 06-6210-9286